

VII 環 境 保 全

1 大気保全事業

2 水質保全事業

3 土壌汚染対策事業

4 騒音・振動防止事業

5 公害苦情

6 その他の環境保全事業

1 大気保全事業

(1) 監視体制

ア 環境の監視

大気汚染防止法第22条に基づき大気の大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定局8局、自動車排出ガス測定局3局、気象観測局1局、微小粒子状物質（PM2.5）追加測定局2局の計14カ所で硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素及びPM2.5等16項目を測定している。測定データは毎時、環境保全課へ集められ、常時監視を行っている。

大気常時監視状況

平成29年3月末現在

| No. | 測定局 | 設置場所 | 所在地 | 測定項目 | | | | | | | | | | | | 設置年月 |
|---------------|------|-------------------|-------------------|-------|---------|---------|-----------|-------|-----|----|----|----|-----|-------|-------|--------|
| | | | | 二酸化硫黄 | 微小粒子状物質 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | 窒素酸化物 | 日射量 | 風向 | 風速 | 温度 | 放射線 | 一酸化炭素 | 炭化水素 | |
| 一般環境大気測定局 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 興除 | 興除中学校 | 南区中畦 589-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | S47.6 |
| 2 | 江並 | 江並遊園地 | 中区江並 428-73 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | S46.3 |
| 3 | 南輝 | 南輝小学校 | 南区南輝三丁目 6-9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | S48.8 |
| 4 | 吉備 | 陵南小学校 | 北区東花尻 241-1 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | S48.8 |
| 5 | 出石 | 出石コミュニティハウス | 北区幸町 10-10 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | S48.8 |
| 6 | 西大寺 | 西大寺中学校 | 東区西大寺上一丁目 20-60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | S53.9 |
| 7 | 東岡山 | 財田小学校 | 中区長岡 58-2 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | S55.1 |
| 8 | 五明 | 五明公会堂 | 東区西大寺五明 186 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | H18.3 | |
| 自動車排出ガス測定局 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 西祖 | 水道局第2取水井1部 | 東区西祖 1-4及び1-5 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | H18.3 |
| 10 | 青江 | 用水上 | 南区青江六丁目 3-16 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | S56.3 |
| 11 | 南方 | 岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校 | 北区南方一丁目 3-65 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | S53.9 |
| 気象観測局 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 高倉山 | 高倉山山頂 | 赤磐市西中字西山 1636-310 | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | S52.10 |
| 微小粒子状物質追加測定地点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 建部 | 建部小学校 | 北区建部町富沢366 | | ○ | | | | | | | | | | | H26.4 |
| 14 | 西祖農集 | 西祖地区農業集落排水処理場 | 東区西祖西山215 | | ○ | | | | | | | | | | | H26.4 |

*建部及び西祖農集測定局のデータについては、テレメータが未接続です。

平成28年度は、市内において8月14日（13:30～15:10）に光化学オキシダント情報を1回発令しています。

イ 煙道中ばい煙等濃度調査

市内の固定発生源のうち、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設について、ばい煙排出状況の実態を把握し、今後のばい煙削減対策に役立てることを目的に2施設(2事業場)で実施している。

ウ 酸性雨調査

森林の枯死等生態系に深刻な被害をもたらす酸性雨の環境への影響は、工場や自動車から排出される窒素酸化物や硫黄酸化物が主な原因といわれている。

このため、市水道局水質試験所（北区三野一丁目2番1号）で酸性雨の調査を実施し、実態把握に努めている。

エ 臭気測定調査

悪臭発生事業場の立入調査及び臭気測定を実施することにより、その実態を把握するとともに今後の悪臭防止対策の推進を図り、さらには市民の生活を保全することを目的に7地点（3事業場）で実施している。

オ アスベスト環境測定調査

大気環境中におけるアスベストの濃度を測定することにより、市民の生活環境の保全を図ることを目的に、3箇所6地点で実施している。また、発生源周辺等のアスベスト調査として吹付けアスベスト除去作業場1箇所6地点で実施した。

カ 有害大気汚染物質対策調査

大気汚染防止法に基づき、人の健康への影響が懸念される有害大気汚染物質（21物質）について、大気環境中における濃度を把握するため、6地点で実施している。

キ ダイオキシシン類対策環境調査

ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシシン類の汚染状況の常時監視が義務づけられ、環境基準の達成状況を把握するため、南輝小学校、陵南小学校及び東区役所瀬戸支所で実施している。

(2) 事業場等の状況（平成29年3月末現在）

ア ばい煙発生施設届出状況

①大気汚染防止法

| 施設種類 | 施設数 |
|----------------|-----|
| ボイラー | 523 |
| 焙焼炉・焼結炉・煨焼炉 | 9 |
| 金属溶解炉 | 28 |
| 金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉 | 22 |
| 窯業焼成炉・熔融炉 | 5 |
| 反応炉・直火炉 | 4 |
| 乾燥炉 | 47 |
| 廃棄物焼却炉 | 32 |
| ガスタービン | 58 |
| ディーゼル機関 | 260 |
| ガス機関 | 10 |
| 合計 | 998 |
| 工場・事業場数 | 425 |

②岡山県環境への負荷の低減に関する条例

| 施設種類 | 施設数 |
|-----------|-----|
| 金属の表面処理施設 | 1 |
| 合計 | 1 |

イ 粉じん発生施設届出状況

①大気汚染防止法

| 施設種類 | 施設数 |
|---------|-----|
| 堆積場 | 47 |
| コンベア | 75 |
| 破砕機・摩砕機 | 74 |
| ふるい | 28 |
| 合計 | 224 |
| 工場・事業場 | 50 |

②岡山県環境への負荷の低減に関する条例

| 施設種類 | 施設数 |
|-----------|-----|
| セメントサイロ | 36 |
| バッチャープラント | 22 |
| 合計 | 58 |

ウ VOC排出施設届出状況

①大気汚染防止法

| 施設種類 | 施設数 |
|--------------------|-----|
| 乾燥施設（塗装用） | 9 |
| 乾燥施設（剥離紙等製造用（接着用）） | 1 |
| 乾燥施設（前項以外（接着用）） | 9 |
| 乾燥施設（グラビア印刷用） | 18 |
| 揮発性有機化合物の貯蔵タンク | 1 |
| 合計 | 38 |
| 工場・事業場数 | 8 |

エ 有害ガス発生施設届出状況

①岡山県環境への負荷の低減に関する条例

| 施設種類 | 施設数 |
|-------------|-----|
| 繊維製品製造用施設 | 3 |
| 木材等製造用施設 | 11 |
| 化学工業品等製造施設 | 197 |
| 出版・印刷物製造用施設 | 69 |
| ゴム製品製造用施設 | 202 |
| 鉄鋼等製造施設 | 29 |
| 金属製品等製造施設 | 117 |
| 合計 | 628 |

オ 特定粉じん排出等作業届出状況

| 作業の種類 | 届出件数 | | | | 合計 |
|-------|------|-----|-----|-------|----|
| | 吹付石綿 | 断熱材 | 保温材 | 耐火被覆材 | |
| 1の項 | 13 | 7 | 3 | 1 | 24 |
| 2の項 | | 2 | 3 | 1 | 6 |
| 3の項 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4の項 | 3 | 7 | 29 | 18 | 57 |
| 合計 | 16 | 16 | 35 | 20 | 87 |

作業の種類は大気汚染防止法施行規則別表第7を参照

カ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設の設置状況

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設についてはダイオキシン類の排出が規制されるとともに、自主測定が義務づけられている。

| 大気基準適用施設 | | 事業場数 | 施設数 |
|--|--------------------|------|-----|
| 廃棄物焼却炉 | 焼却能力 4t/h以上 | 34 | 8 |
| | 2～4t/h | | 1 |
| | 2t/h未満 | | 39 |
| 合計 | | | 48 |
| 水質基準適用施設 | | 事業場数 | 施設数 |
| 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び、灰の貯留施設であって汚水及び廃液を排出するもの | 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設 | 9 | 7 |
| | 灰の貯留施設 | | 3 |
| 合計 | | 9 | 10 |

(3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
(化管法)に基づく特定化学物質対策

化管法では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で指定された462物質について、一定の要件を満たす事業者は、環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(前年度分)を自ら把握し、都道府県または都道府県から事務を委譲された政令市を経由して、国へ届出ることとなっている。(平成18年度から、県から委譲)

平成28年度(平成27年度分) 227事業所

2 水質保全事業

(1) 監視体制

ア 特定事業場排水監視・指導

水質汚濁防止法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び環境保全に関する協定書等に基づき、規制対象事業場（特定事業場）等に立入検査を実施し、規制対象施設（特定施設）等の状況確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行った。

工場・事業場等の立入検査数の推移

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ事業場数 | 143 | 155 | 144 | 171 | 169 |
| 総項目数 | 1,172 | 1,344 | 1,264 | 1,444 | 1,446 |

イ 発生源水質常時監視

排水量規模が特に大きい8事業場については、平成27年度をもって廃止したテレメータに変わり、3ヶ月に1回連続測定データを徴収した。

なお、昭和58～60年において、日最大排水量1万m³メートル以上の事業場を対象としている。

水質発生源報告徴収対象事業場

| | | | |
|---------|------------|--------------|-------|
| ㈱岡山製紙 | 日本エクスラン工業㈱ | アテナ製紙㈱ | 大建工業㈱ |
| 山陽板紙工業㈱ | ㈱クラレ | (独)国立印刷局岡山工場 | テイカ㈱ |

ウ 公共用水域の監視

公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法に基づき岡山県が「公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法に基づき、公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

・海域 13地点 河川 16地点 湖沼 4地点

また、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするため、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の地点においても水質分析を実施した。

・河川 43地点

エ 地下水の監視

水質測定計画に定められた地点において、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

・地下水継続監視調査 2地点 ・地下水概況調査 6地点

(2) 事業場等の状況

ア 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請及び届出件数

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|------|----|----|----|----|----|
| 届出件数 | 35 | 28 | 34 | 48 | 23 |

イ 水質汚濁防止法に基づく届出件数

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 届出件数 | 178 | 199 | 190 | 161 | 157 |

ウ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出件数

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|------|----|----|----|----|----|
| 届出件数 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 |

3 土壌汚染対策事業

(1) 監視体制

ア 指定区域等の立入調査

土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、指定区域等の立入調査・指導を実施した。

- ・立入検査数 11件

イ 土壌汚染周辺環境継続調査

土壌汚染の発覚した事例について、岡山市公害対策審議会の意見を踏まえた監視計画を作成し、周辺環境を継続的に監視するため、公共用水域水質及び地下水質の分析を実施した。

- ・調査数 11件

(2) 土壌汚染対策に係る届出状況

土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、届出等の受理を行った。

- ・土壌汚染対策法 73件
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例 3件

4 騒音・振動防止事業

(1) 監視体制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場・事業場並びに建設作業に対する規制と指導及び自動車騒音、道路交通振動等の状況調査を実施している。

ア 道路に面する地域(43地点)

イ 道路交通振動(2地点)

(2) 事業場等の状況(平成29年3月末現在)

ア 騒音規制法

| 施設の種類 | 工場数 | 施設数 |
|------------|-------|-------|
| 金属加工機械 | 178 | 921 |
| 空気圧縮機等 | 626 | 4,829 |
| 土石用破碎機等 | 64 | 271 |
| 織機 | 8 | 171 |
| 建設用資材製造機械 | 26 | 33 |
| 穀物用製粉機 | 2 | 7 |
| 木材加工機械 | 66 | 211 |
| 抄紙機 | 4 | 10 |
| 印刷機械 | 94 | 568 |
| 合成樹脂用射出成形機 | 13 | 110 |
| 鋳造型機 | 10 | 33 |
| 合計 | 1,091 | 7,164 |

イ 振動規制法

| 施設の種類 | 工場数 | 施設数 |
|------------------|-----|-------|
| 金属加工機械 | 173 | 1,028 |
| 圧縮機 | 297 | 1,130 |
| 土石用破碎機等 | 69 | 308 |
| 織機 | 7 | 172 |
| コンクリートブロックマシン等 | 8 | 10 |
| 木材加工機械 | 3 | 6 |
| 印刷機械 | 77 | 316 |
| ゴム練用又は合成樹脂用ローラー機 | 7 | 31 |
| 合成樹脂用射出成形機 | 13 | 116 |
| 鋳造型機 | 9 | 28 |
| 合計 | 663 | 3,145 |

ウ 騒音に係る特定建設作業届出件数

| 作業の種類 | 届出件数 |
|---------------------|------|
| くい打機等を使用する作業 | 54 |
| びょう打機を使用する作業 | 0 |
| さく岩機を使用する作業 | 297 |
| 空気圧縮機を使用する作業 | 161 |
| コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 1 |
| バックホウを使用する作業 | 179 |
| トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| ブルドーザーを使用する作業 | 6 |
| 合計 | 698 |

エ 振動に係る特定建設作業届出件数

| 作業の種類 | 届出件数 |
|---------------|------|
| くい打機等を使用する作業 | 59 |
| 鋼球を使用して破壊する作業 | 0 |
| 舗装版破碎機を使用する作業 | 2 |
| ブレーカーを使用する作業 | 209 |
| 合計 | 270 |

5 公害苦情

市民からの苦情に関しては、公害問題の複雑化、多様化、広域化とともにその原因と被害の因果関係の究明には科学的、専門的な知識を要することから、単独又は関係機関の協力を得て処理している。

公害苦情件数

| 公害の種類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | その他 | 計 |
|--------|------|------|-----|----|----|-----|-----|
| 平成28年度 | 37 | 45 | 101 | 22 | 47 | 3 | 255 |

6 その他の環境保全事業

(1) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定の締結は、法令等を補完し、あるいは法令等の基準より厳しい内容を定めることにより、環境保全上の支障を未然に防止しようとするもので、岡山市環境保全条例で市長の責務として規定している。

市内の主要企業を対象に協定締結を進め、現在58件の協定を締結している。

また、環境保全協定に準ずるものとして、公害の未然防止や環境負荷の低減を誓約した誓約書が、22件提出されている。

(2) 岡山市環境保全条例

「岡山市環境保全条例」は、公害の未然防止の観点から、一定規模以上の建築物(特定建築物)に対し、建築する際に届出を義務づけている。さらに「大気汚染防止法」、「騒音規制法」の届出対象外である一定規模以上の施設を特定施設と定め、規制基準を適用している。

同条例による届出状況は以下の通りである。

届出件数

| 年度 | 届出項目 | 特定建築物 | 特定施設 | | | 名称変更等 | 計 |
|--------|------|-------|------|-----|----|-------|-----|
| | | | ばい煙 | 粉じん | 騒音 | | |
| 平成28年度 | | 33 | 0 | 1 | 24 | 119 | 177 |

施設設置状況 (平成29年3月末現在)

| 項目 | ばい煙 | 粉じん | 騒音 |
|-----|-----|-----|-------|
| 設置数 | 137 | 217 | 5,984 |

(3) 自然公園等

市内には県立自然公園として、吉備史跡県立自然公園をはじめとする4地域が指定されており、平成18年度より指定地域内の土地の形状変更などの事前の届出、許可業務を市で実施している(国立公園については、意見を付して県に進達)。市内を通過する中国自然歩道については、県から委託された維持管理業務を実施している。

(4) 岡山市生物多様性地域戦略

岡山市内の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本的な計画である、岡山市生物多様性地域戦略を策定(平成29年3月)した。

(5) 自然環境保全

ア 身近な生きものの里

市民が行う身近な野生生物をシンボルとした環境保全活動を市民と行政が協働で推進し、それぞれの地域特性に応じた身近な自然を大切にす地域づくりを図る。(平成20年度、ホテルの里事業から移行)

平成28年度末での指定は、足守、大井、福谷、下高田、高島・旭竜、山南、曹源寺、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種の14地区。

イ 希少野生生物の保護

種の保存法に指定された淡水魚スイゲンゼニタナゴ及びアユモドキの保護のための事業調整、活動を行っている。

(6) 環境パートナーシップ事業

市民、事業者の自発的な環境保全活動を推進するため、市民向けのエコボランティア活動、事業者向けのグリーンカンパニー活動を支援している。

(7) 地球温暖化対策

ア 市民共同発電事業

再生可能エネルギーの普及や市民等への周知を図るとともに、市民協働による地域づくり等のモデルケースとすることを目的に平成14年度から保育園、公民館等にNPO法人との協働により太陽光発電設備を設置している。(平成28年度末7箇所)

イ CO2削減/ライトダウンキャンペーン

環境省が平成15年度から実施している「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」に賛同し、事業所、市有施設におけるライトアップ施設や各家庭の不要な照明の消灯を呼びかけるとともに、7月7日のクールアースデーにはキャンドルナイトイベントを実施し、地球温暖化への動機づけやテーマを提供している。

ウ 市有施設への再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確保を図る観点から、市有施設への再生可能エネルギーの導入を進め、平成28年度末には、市民共同発電事業、屋根貸し事業等を含め94施設に太陽光発電システムを導入している。

エ 公用電気自動車の導入推進

電気自動車の普及に向けた率先取り組みとして、平成21年度から公用車に電気自動車を導入し、平成28年度末で28台を導入している。

オ スマートエネルギー導入促進補助事業

低炭素型の都市の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、スマートエネルギー化に資する機器を導入した個人・事業者を経費の一部を助成している。

| 区分 | 機器名称 | 助成件数 |
|------|-----------|------|
| 住宅用 | 太陽光発電システム | 987 |
| | 太陽熱利用システム | 19 |
| | 家庭用燃料電池 | 73 |
| | 家庭用蓄電池 | 154 |
| | 電気自動車等 | 37 |
| | V2H | 3 |
| | HEMS | 256 |
| | 高性能建材 | 218 |
| 事業所用 | LED照明器具 | 34 |
| | 高効率空調機 | 16 |
| | 電気自動車等 | 4 |

カ エコドライブ講習会

平成26年度から自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内に在住又は在勤者を対象にエコドライブ講習会を実施し、平成28年度は3回実施している。

(8) 環境月間パネル展

環境の日(6月5日)を含む6月が「環境月間」であることから、環境保全に関する普及・啓発のため、6月6日・7日の2日間、市役所本庁舎1階市民ホールにおいてパネル展を開催した。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題と話題になったPM2.5などに関するパネルや、体験型展示コーナーを設置して、環境について考える機会の提供を行った。

(9) こどもエコクラブ

こどもエコクラブの登録窓口として登録数の拡大に努めるとともに、岡山県、岡山東法人会との共催により、県内のエコクラブの活動発表会を開催し、各クラブの一年間の成果発表と意見交換を行った。

(10) 啓発事業

市民に、現在起こっている様々な環境問題を身近なこととして考え、行政等とともに行動していただくことを願って、下記のような様々な行事を実施した。

ア 水辺教室

市内に棲む魚や昆虫などを実際に採取し、その生物を通して川の様子を観察し、市内の水辺環境を保全するために何をすべきかなどを考える契機としている。

イ 児島湖流域清掃大作戦

地域内の住民の水質浄化意識の高揚と浄化実践活動を促進するため、児島湖に流入する用水路等において、行政及び民間団体等が一体となって、一斉清掃を実施している。

ウ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖流域保全意識の高揚と実践活動への取組みの契機とするため、小学校の児童及び中学校の生徒からポスターを募集している。

エ 地球環境問題ポスターコンクール

地球環境問題に対する意識の高揚を図ることを目的として、市内の小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象にポスターを募集し、入選以上の作品については展示を行うなど、環境保全活動に活用している。

オ 児島湖流域環境保全推進パネル展

児島湖流域の環境保全意識の高揚を図るため、児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの優秀作品の展示、生活排水対策パネルの展示、パンフレット・啓発用品の配布等を行っている。

カ ノーマイカーデー運動

平成16年度からマイカーを自粛して通勤する取組を開始し、この運動を通じて普段の生活においても地球環境保全を考える契機としている。また、平成28年度は、七夕の日の「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に併せて、市独自で職員向けにノーマイカーデー運動を実施した。

(28年度実績) 岡山県下統一ノーマイカーデー運動：5月の最終金曜日に実施